

参考資料

1	ヒアリング対象者・ヒアリング実施状況	44
---	--------------------	----

第二期地方分権改革関係

2	地方分権改革の動向	45
3	都市計画決定権限の基礎自治体への移譲状況（概要）	46
4	都市計画決定権限の基礎自治体への移譲に係る主な経緯 （地方分権改革推進委員会における議論～第2次一括法）	48
5	都市計画決定権限等の見直しに係る国土交通省の対応方針の変化 （社会資本整備審議会・都市計画制度小委員会の第2回～第3回における対応方針の変化）	52

都市計画法関係

6	近年における都市計画法の主な改正経緯	56
7	都市計画のあり方に関する国土交通省（社会資本整備審議会）の検討経緯	57
8	都市計画法上の「都の特例」	58

地方自治法関係

9	「一部事務組合・広域連合制度」に係る地方自治法改正議論の主な経緯 （地方行財政検討会議における議論～第180回国会提出・地方自治法一部改正法案）	60
---	---	----

ヒアリング対象者

座長	安本 典夫	名城大学法学部 教授	(行政法学)
	磯崎 初仁	中央大学法学部・大学院公共政策研究科 教授	(行政学)
	角松 生史	神戸大学大学院法学研究科 教授	(行政法学)
	瀬田 史彦	大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授	(工学)
	姥浦 道生	東北大学大学院工学研究科 准教授	(工学)

ヒアリング実施状況

第1回	日時：平成23年12月4日(日) 午前2時～5時 場所：名城大学名駅サテライト ディスカッションルーム1
第2回	日時：平成24年1月12日(木) 午後2時～5時 場所：愛知県自治センター4階第三会議室
第3回	日時：平成24年2月20日(月) 午後2時～5時 場所：愛知県自治センター8階会議室D

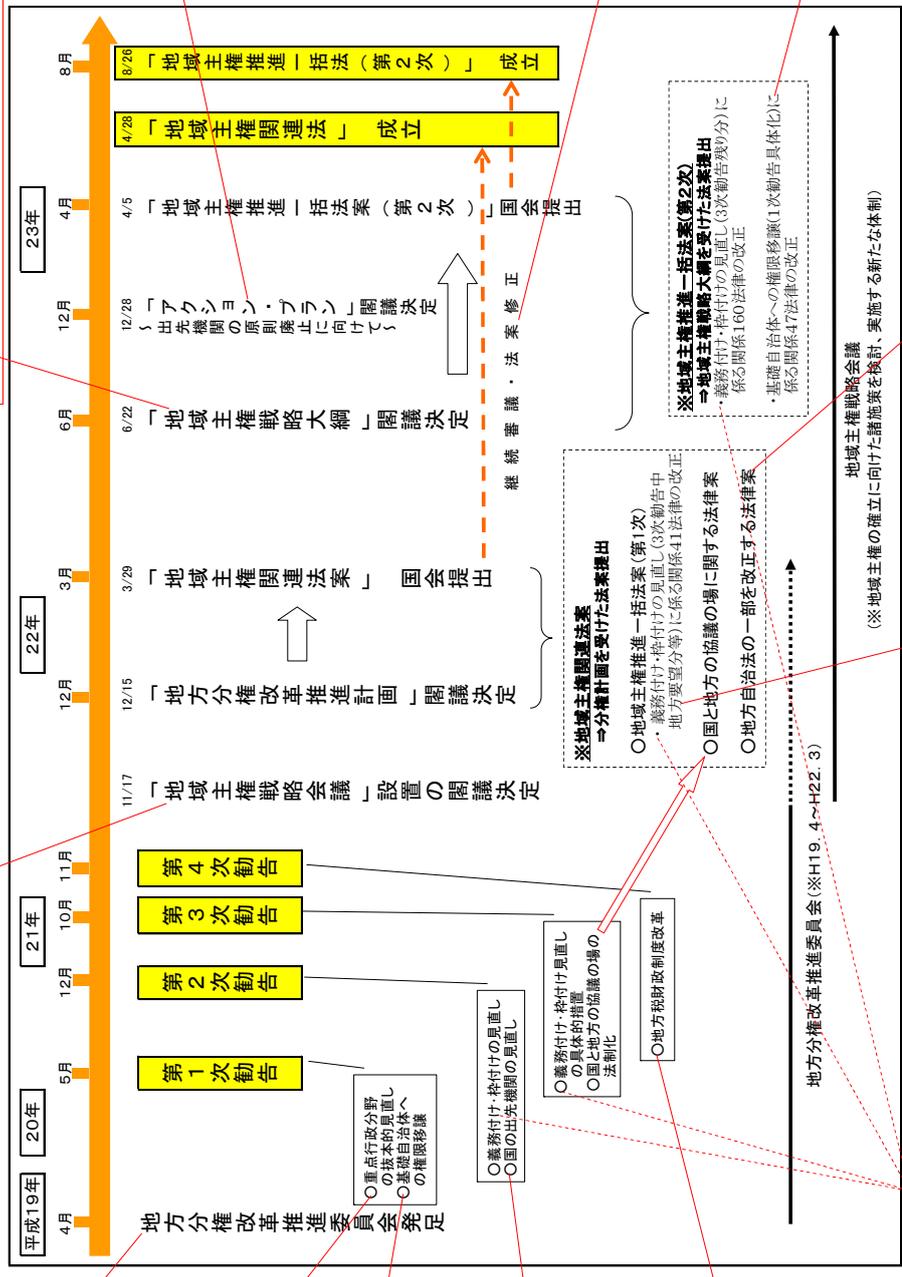
当面講すべき必要な法制上の措置等を定めるほか、今度概ね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするもの

- ①地域主権改革の全体像
- ②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- ③基礎自治体への権限移譲
- ④国の出先機関の原則廃止
- ⑤ひも付き補助金の一括交付金化
- ⑥地方税財源の充実確保
- ⑦直轄事業負担金の廃止
- ⑧地方政府基本法の制定
- ⑨自治体間連携・道州制
- ⑩緑の分権改革の推進

議長：内閣総理大臣
【担当主査】

- ・義務付け・枠付けの見直し（小早川光郎）
- ・基礎自治体への権限移譲（前田正子）
- ・ひもつき補助金の一括交付金化（神野直彦）
- ・出先機関の抜本的改革（北川正恭）

地方分権改革の動向



○出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

○地方が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- ・直轄道路：一の都道府県内で完結するものは原則移管
- ・直轄河川：一の都道府県内で完結するものは原則移管
- ・ハローワーク：国の無料職業紹介、地方の相談業務等を地方で一体的に実施の都道府県内で概ね完結する事務・権限は移譲する

※速やかに着手するもの：各府省の自己仕分けで「A-a-j」（全国一律・一斉に移譲）とされたもの（全体の2割程度）

【修正内容】

- ①法律の名称
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
↓
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進～
- ②「地域主権改革」の文言を削除
- ③地域主権戦略会議の法制化に関する部分を削除

68項目251条項（大綱ベース）
※第1次勧告に掲げられた事務の約半分

①地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

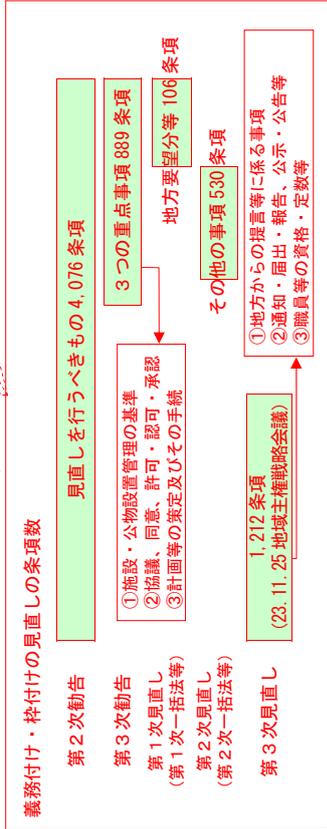
- ・議員定数の法定上限の撤廃
- ・議決事件の範囲拡大（法定受託事務を追加）等
- ・行政機関等の共同設置

②直接請求制度の改正

- ・直接請求代表者の資格制限の創設（公務員が請求代表者になることを禁じる資格制限の範囲を明確化）
- ・署名に関する罰則の追加（公務員の地位を利用して署名運動をした場合の罰則）

【第1次見直し121条項の内訳】

- 一括法による改正 97条項
- 個別法による改正（全て成立済）
 - ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律
 - ・国民健康保険法
 - ・港灣法
 - ・地方自治法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・市町村の合併の特例等に関する法律



地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき内閣府に設置
時限：3年間（H19.4.1～H22.3.31）
委員長：丹羽宇一郎
委員長代理：西尾勝 他5名

○くらしづくりに分野関係

- ・幼児一元化・子ども、教育、医療、生活保護、福祉、労働等 20件
- まちづくりに分野関係
- ・土地利用、道路、河川、防災、交通、観光、商工業、農業、環境等 22件

都道府県→市町村
64法律359条項

総合的な出先機関への統廃合等

【例】

- 地方農政局
- 経済産業局
- 地方整備局（仮）
- 地方工務局（仮）
- 地方運輸局
- 地方環境事務所

※後出のアクション・プランとは相違

【当面の課題】

- ・地方交付税の総額確保、法定率引上げ
- ・直轄事業負担金制度の改革
- ・国庫補助負担金の一括交付金化等

【中長期の課題】

- ・地方税制改革
- ・国庫補助負担金の整理
- ・地方交付税（財政調整機能の充実）等

都市計画決定権限の基礎自治体への移譲状況（概要）

		改正後(新)			改正前(旧)	
区域区分	都道府県決定	大臣同意	指定都市決定	都道府県決定	大臣同意	知事同意協議 市町村決定
区域区分	区域区分に関する都市計画	○	○		○	
都市再開発方針等	都市再開発方針等に関する都市計画	○	○			
地域地区	用途地域					○
	特別容積率適用地区					○
	高層住居誘導地区					○
	風致地区			(面積が十ヘクタール以上のもの(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。))		○
	都市緑地法第五条の規定による緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を除く。)(面積が十ヘクタール以上のもの(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。))			(特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を除く。)(面積が十ヘクタール以上のもの(二以上の市町村の区域にわたるものに限る。))		○
都市施設	道路			(その他の道路で、自動車専用道路であるもの)		
	自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル					○
	公園、緑地、広場、墓園			(公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの(国又は都道府県が設置するものに限る。))		○
	下水道			(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるもの又は同法第二		○



		改正前(旧)			改正前(旧)	
都道府県決定	大臣同意	指定都市決定	都道府県決定	大臣同意	知事同意協議 市町村決定	
○	○					
○					○	
(三大都市圏の都市整備区域等、指定都市の区域)					○	
(三大都市圏の都市整備区域等、指定都市の区域)					○	
(三大都市圏の都市整備区域等、指定都市の区域)					○	
(面積が十ヘクタール以上のもの)					○	
(特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を除く。)(面積が十ヘクタール以上のもの)					○	
(その他の道路で、車線の数が四以上のもの又は自動車専用道路であるもの)						
(道路法第三条の都道府県道(車線の数が四以上のもの及び自動車専用道路であるもの))	○					
(道路法第三条の高速自動車国道若しくは一般国道、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第四号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法第十二条第一項に規定する指定都市高速道路)					○	
○ 自動車ターミナル法第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル						
(公園、緑地、広場又は墓園で、面積が十ヘクタール以上のもの)					○	
(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるもの又は同法第二					○	

		改正後(新)			改正前(旧)		
	都道府県決定	指定都市決定		都道府県決定	指定都市決定		
		大臣同意	知事協議(市)知事同意(町村)市町村決定		大臣同意	知事協議(市)知事同意(町村)市町村決定	
	条第四号に規定する流域下水道						
	河川、運河その他の水路	(河川法第四条第一項に規定する一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川又は、運河)	(河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するもの)			○	
	学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設	(河川法第四条第一項に規定する一級河川)		○		○	
	一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)					○	
	その他政令で定める施設					○	
市街地開発事業	土地区画整理法による土地区画整理事業	(施行区域の面積が五十ヘクタールを超えるものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。)				(施行区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの)	
	都市再開発法による市街地再開発事業	(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。)				(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)	
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街整備事業	(施行区域の面積が二十ヘクタールを超えるものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。)				(施行区域の面積が二十ヘクタールを超えるもの)	
	密集市街地整備法による防災街区整備事業	(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるものであって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。)				(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)	
市街地開発事業等予定区域			(区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域)			○	



		改正前(旧)		
	都道府県決定	指定都市決定		知事協議(市)知事同意(町村)市町村決定
		大臣同意	指定都市決定	
	る流域下水道			
	下水道法第二条第四号に規定する流域下水道	○		
	(河川法第四条第一項に規定する一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川又は、運河)			○
	(河川法第四条第一項に規定する一級河川)	○		○
	(大学又は高等専門学校)			○
	(集団住宅が二千戸以上の一団地の住宅施設)			○
	(防潮の施設)			○
	○		(施行区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの)	(施行区域の面積が五十ヘクタールを超えるもの)
	○		(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)	(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)
	○		(施行区域の面積が二十ヘクタールを超えるもの)	(施行区域の面積が二十ヘクタールを超えるもの)
	○		(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)	(施行区域の面積が三ヘクタールを超えるもの)
	(区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域)			

都市計画決定権限の基礎自治体への移譲に係る主な経緯（地方分権改革推進委員会における議論～第2次一括法）

年月日	主な動き	左の概要
H19.10.15	<p>第23回地方分権改革推進委員会 2. 国土交通省ヒアリング (1) 国土交通省から説明聴取 ・ 都市計画関係 など (2) 質疑及び意見交換 資料1-1</p> <p>委員会からの質問と国土交通省の回答</p>	<p>委員会からの質問と国土交通省の回答</p> <p>1-1 平成10年改正・平成11年改正（地方分権一括法）で権限を移譲したにも関わらず、実質的な手続きが従前と変わっていないとの地方からの声があるが、これについてどのように考えるのか。</p> <p><国土交通省回答のポイント> ○ 機関委任事務制度の廃止や関与の観点の明確化により手続の円滑化や適正化が図られている。 ○ 都市計画決定に国が関与する割合は、地方分権以前に比べ減少している。</p> <p>1-2 都道府県が定める都市計画のうち、</p> <p>① 区域区分 ② 国道等の一部の都市施設 ③ 三大都市圏等の国土政策上重要な区域に係る都市計画</p> <p>について、国の協議・同意が必要としているのを、都道府県の責任で調整することとし、法定の協議・同意を廃止することとした場合、具体的にどのような支障が生じるのか。</p> <p><国土交通省回答のポイント> ○ 区域区分については国土政策上の観点等から、国道等の一部の都市施設については国家としての根幹的な物流や人流を確保する観点等から、三大都市圏等に関する都市計画については国土政策上の観点から国が関与することとしている。</p> <p>1-3 市町村が定める都市計画のうち、</p> <p>① 一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整 ② 都道府県が定める都市計画との適合を図る</p> <p>観点から都道府県の協議・同意が必要としているのを、市町村の責任で調整することとし、法定の協議・同意を廃止することとした場合、具体的にどのような支障が生じるのか。</p> <p><国土交通省回答のポイント> ○ 市町村の都市計画決定の際には、例えば、周辺市町村の都市構造に影響を与える大規模な集客施設の立地等について広域の見地から調整されることが必要である。 ○ 市町村の都市計画決定の際には、例えば、都道府県が決定する道路、下水道と市町村が決定する道路、下水道等について市街地における総合性・一体性が確保されるように両者間の適合を担保することが必要である。</p> <p>2-1 土地利用計画の基本をなす用途地域の指定について、三大都市圏であっても指定市に限らず、市町村の責任で調整すればよいのではないか。</p> <p><国土交通省回答のポイント> ○ 三大都市圏については、市町村の区域を超えて広く市街地が連たんしているため、都道府県が広域の見地から用途地域を定めることが適当である。 ○ 三大都市圏の指定都市については、地方自治法上の位置付けを踏まえ、自ら用途地域を定めることができている。</p> <p>2-2 三大都市圏における用途地域の指定権限を市町村に移譲した場合、具体的にどのような支障が生じるのか。</p> <p><国土交通省回答のポイント> ○ 市町村の区域を超えて広く市街地が連たんしている三大都市圏において、商業や産業の集積の維持や住民の居住地域を適切に確保するためには、一市町村の区域を超えた広域の見地から都道府県が用途地域を定めることが必要である。</p>

年月日	主な動き	左の概要
		<p>3 区域マスタープラン等に係る協議については、都道府県・市町村の関係部局間で十分に調整しているので、国土交通大臣を通じた関係大臣の協議を廃止してもよいのではないか。</p> <p><国土交通省回答のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産大臣については国の食糧政策上の観点から、経済産業大臣については産業の効率化を図る観点から、環境大臣については公害の防止及び環境の保全を図る観点からそれぞれ必要な協議である。 <p>4 都市計画決定の際に住民の意見を十分反映し、都市計画審議会の議を経るなど、公立性・中立性を確保できていることから、都市計画事業の施行者たる市町村に対する都道府県の認可は廃止してもよいのではないか。</p> <p><国土交通省回答のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画事業の公正性・中立性の確保のためには、当該都市計画事業が施行されることとなる段階において、第三者による認可が行われることが適当である。 <p>5 都市計画決定の際に住民の意見を十分反映し、都市計画審議会の議を経るなど、公立性・中立性を確保できていることから、都市計画事業の施行者たる都道府県に対する国土交通大臣の認可は廃止してもよいのではないか。</p> <p><国土交通省回答のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画事業の公正性・中立性の確保のためには、当該都市計画事業が施行されることとなる段階において、第三者による認可が行われることが適当
H20. 4. 17	<p>第42回地方分権改革推進委員会 3. その他 資料4 都道府県から市町村への権限移譲の視点（案）（西尾委員長代理提出資料）</p>	<p><IV まちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空間管理に係る事務は、基本的には市の役割とすべきであり、以下の事務について市に移譲すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 都市計画決定（広域的又は大規模な地域地区・都市施設、市街地開発事業、その設置・管理、許認可等について国又は県に法律上の主たる責任がある都市施設を除き） ※ 土地利用制限、建築物等規制、農山漁村等の特定区域や景観保全のために設定された特定の区域における個別行為規制に係る事務、市街地開発事業、都市計画事業、農山漁村における盤整備事業の許可等に係る事務 ※ 当該団体の区域の範囲内で完結する2級河川の水管理、都道府県道の維持修繕に係る事務 ○ 計画策定等についての都道府県の同意を要する協議は要しないものとすべき。 ○ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、指定都市に移譲すべき。 <p>前回、5月15日開催の第47回委員会でもお話ししましたように、府省からの意見も参考にしながら事務を精査した結果、市町村へ権限移譲すべきと考えられるものは、現時点では64法律、359事務になりました。4月の会議で、関係府省に照会をしますと御披露したときの時点では、88法律、499事務と申し上げていましたが、それから精査した結果、かなりの事項を落として、64法律359事務に落ち着いているということです。</p> <p>精査の結果、引き続き都道府県で処理すべき事務としたのは、逆に言えば、市町村等へ下ろすことを断念したというか、下ろすべきではないと判断した事項はいろいろあるわけですが、例えば以下のようなものです。</p> <p>国・都道府県の責任で行うべき広域的な政策の観点に関連したものの、例えば、歴史的風土特別保存地区関連のものとか、急傾斜地崩壊危険区域における行為の許可とか、工業用水としての地下水採取の許可といった事項は、県に留保しておくべきではないかと判断したということです。</p> <p>もう一つ、かなり件数の多いものは、対象が広域的に散在しておりぼつぼつと広い範囲にあるか、あるいは特定の地域にだけしか起こらないような偏在しているような事務です。広域的に活動しているなど、事務処理の広域性の観点からいって、やはり県に留保しておいた方がよいのではないかと考えたという性質のもんです。例えば、生活保護施設設置許可であるとか、身体障害者生活訓練事業といったものです。代表的なものを御紹介しましたが、今回の案による権限移譲の推進によって、特に土地利用や福祉の分野において、基礎自治体の権限が拡大し、総合行政の推進が図られるものと考えています。こうした観点も踏まえて御審議を頂ければと存じます。</p>
H20. 5. 22	<p>第48回地方分権改革推進委員会 2. 第1次勧告に向けた討議 西尾委員長代理の補足説明</p>	<p>前回、5月15日開催の第47回委員会でもお話ししましたように、府省からの意見も参考にしながら事務を精査した結果、市町村へ権限移譲すべきと考えられるものは、現時点では64法律、359事務になりました。4月の会議で、関係府省に照会をしますと御披露したときの時点では、88法律、499事務と申し上げていましたが、それから精査した結果、かなりの事項を落として、64法律359事務に落ち着いているということです。</p> <p>精査の結果、引き続き都道府県で処理すべき事務としたのは、逆に言えば、市町村等へ下ろすことを断念したというか、下ろすべきではないと判断した事項はいろいろあるわけですが、例えば以下のようなものです。</p> <p>国・都道府県の責任で行うべき広域的な政策の観点に関連したものの、例えば、歴史的風土特別保存地区関連のものとか、急傾斜地崩壊危険区域における行為の許可とか、工業用水としての地下水採取の許可といった事項は、県に留保しておくべきではないかと判断したということです。</p> <p>もう一つ、かなり件数の多いものは、対象が広域的に散在しておりぼつぼつと広い範囲にあるか、あるいは特定の地域にだけしか起こらないような偏在しているような事務です。広域的に活動しているなど、事務処理の広域性の観点からいって、やはり県に留保しておいた方がよいのではないかと考えたという性質のもんです。例えば、生活保護施設設置許可であるとか、身体障害者生活訓練事業といったものです。代表的なものを御紹介しましたが、今回の案による権限移譲の推進によって、特に土地利用や福祉の分野において、基礎自治体の権限が拡大し、総合行政の推進が図られるものと考えています。こうした観点も踏まえて御審議を頂ければと存じます。</p>

年月日	主な動き	左の概要
H20. 5. 28	第49回地方分権改革推進委員会 1. 第1次勧告に向けた討議 西尾委員長代理の補足説明	<p>まず、「はじめに」の文章の一部ですが、4ページをお開きいただきたいと思います。「はじめに」の文章の最後に、「最後に、第3章(1)の」で始まるパラグラフがあり、その4行目から括弧書きで「地方六団体の総意」として要望のあった改革を進めたために不十分に終わった都道府県から市町村への権限移譲を今回実現しようとしている」という部分があります。この点については、横尾委員などからも、果たしてそうだったのかという御疑問が前回の委員会でも出されたので、少し補足をしたいと思います。</p> <p>前回の地方分権推進委員会が検討を行った際には、…(略)…全国市長会及び全国町村会、いわば市町村側から出た要望について、都道府県が受けて立てるか、それに応えて移譲してもいいかということについて、全国知事会では47都道府県に意向調査を行いました。それに対して、47都道府県から回答が返ってくるわけですが、確か過半数だと思いますが、過半数以上の都道府県からそれはダメだ、反対だ、適当ではないというような回答があった項目については、町村会から要望があったものであっても委員会に対する要望リストから落とす、市長会から要望があったものでも削除するという調整を行い、市町村も都道府県も合意した権限移譲の要望事項を委員会に提出するというやり方をしてこられたわけですが、…(略)…</p> <p>しかし、今回は、そういうやり方を採っていないわけですが、全国知事会は全国知事会としての要望をこの委員会に出しています。それから、指定都市市長会は独自にその要望を直接この委員会に出しています。全国市長会の要望も直接この委員会に出ているわけです。全国町村会からは要望は出ていません。そして、それら三つのものを地方六団体として調整するということは、今回はなさらなかったわけです。それぞれの地方団体の要望がそのまま形でこの委員会に出されてくる。今回はそれを委員会が受けて検討することになります。したがって、今回はかなり思い切った都道府県側が途中でダメですと言って拒否することになりました。つまり、第1次地方分権改革でもできなかったことを今回はしようとしている、ということの説明しているのだけという意味です。これは補足説明です。</p>
H20. 5. 28	地方分権改革推進委員会・第1次勧告 第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大 (1) 基礎自治体への権限移譲の推進	<p><基礎自治体への権限移譲の方針> 【都市計画決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三大都市圏、特定区域か否かを問わず、次の項目を除くほか、「都道府県」決定(国同意不要)とする。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等 ■ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等については、都道府県決定(区域区分の方針に係る部分を除き国同意不要) ■ 地域地区 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る地域地区については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定(国同意不要) ■ 都市施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・都道府県が設置する都市施設、国・都道府県の責任で行う広域的な政策に係る都市施設については、それぞれ都道府県決定・国同意又は都道府県決定(国同意不要) ■ 市街地開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ その目的・効果が当該団体の区域を越える大規模な市街地開発事業については、都道府県決定(国同意不要) ○ 指定都市の区域について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分、都市再開発方針等並びに道路のうち都道府県の役割に指定都市の特例が適用されるものについては、都道府県決定に代えて「指定都市」決定(都道府県同意不要)とする。
H22. 3. 31	第3回地域主権戦略会議 2. 義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省回答状況について	<p><権限移譲等を行うと回答のあったもの(主な例)> (2) 勧告事項以外 都市計画決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三大都市圏等における用途地域や町村道(4車線以上)、公園・緑地(10ha以上)等の都市計画決定(都道府県→町村)

年月日	主な動き	左の概要
資料2-1 基礎自治体への権限移譲の回答状況		<p>※報告は「市」のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業（50ha超）の都市計画決定（都道府県→市町村）
H22. 5. 24 第5回地域主権戦略会議 3. 地域主権改革の取組状況について 1. 義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況 資料2 義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況		<p>（※ 第1次報告で掲げられた事務を対象に各府省が権限移譲の可否を検討した結果について整理したもの）</p> <p>＜再検討の結果「見直し・権限移譲等を行うもの」と回答のあった主な例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設設の区域内における建築許可（特例市まで→市まで）（権限移譲） ・緑地保全地域における行為の規制（中核市まで→市まで）（権限移譲） ・土地区画整理事業施行地区内の土地の形質変更許可（特例市まで→市まで）（権限移譲） ・市街地再開発事業施行地区内の建築行為の許可（特例市まで→市まで）（権限移譲） <p>（※ 第1次報告で掲げられた事務を対象に各府省が権限移譲の可否を再検討した結果について整理したもの）</p>
H22. 6. 22 地域主権戦略大綱（閣議決定） 別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置		<p>1 権限移譲を行うもの</p> <p>(1) すべての市町村へ移譲する事務 〔国土交通省〕</p> <p>⑥ 都市計画の決定</p> <p>都道府県が処理している以下の都市計画法の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、すべての市町村（ア）については、特別区を除く。）へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しては都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。</p> <p>ア 地域地区（都市計画法8条1項）のうち、三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等又は指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の用途地域、特例容積率適用地区及び高層住居誘導地区に関する都市計画</p> <p>イ 地域地区（都市計画法8条1項）のうち、10ヘクタール以上の風致地区及び特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を除く。）並びに緑地保全地域（いずれも2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）に関する都市計画</p> <p>ウ 都市施設（都市計画法11条1項）のうち、4車線以上のその他の道路、一般自動車ターミナル、10ヘクタール以上の公園、緑地、広場及び墓園（国又は都道府県が設置するものを除く。）、大学及び高等専門学校、2,000戸以上の一団地の住宅施設並びに防潮施設に関する都市計画</p> <p>エ 市街地開発事業（都市計画法12条1項）のうち、50ヘクタールを超える土地区画整理事業、3ヘクタールを超える市街地再開発事業、20ヘクタールを超える住宅街区整備事業及び3ヘクタールを超える防災街区整備事業に関する都市計画（いずれも国、都道府県等が施行するものを除く。)</p> <p>オ 市街地開発事業等予定区域（都市計画法12条の2）のうち、20ヘクタール以上の一団地の住宅施設予定区域に関する都市計画</p> <p>(5) 指定都市へ移譲する事務</p> <p>② 都市計画の決定</p> <p>都道府県が処理している以下の都市計画法の決定（都市計画法（昭43法100）15条1項）については、指定都市へ移譲する。なお、都市計画の決定に際しては国又は都道府県の関与については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく措置後の都市計画法の規定による。</p> <p>ア 区域区分（都市計画法7条）に関する都市計画</p> <p>イ 都市再開発方針等（都市計画法7条の2）に関する都市計画</p> <p>ウ 都市施設（都市計画法11条1項）のうち、高速自動車国道及び一般国道に関する都市計画</p>
H23. 4. 5	第2次一括法案国会提出	
H23. 8. 26	第2次一括法成立	

第3回都市計画制度小委員会（H22.5.24）

都市計画制度に関する地域主権改革への対応

【第2回委員会提出資料(抜粋)】

【都市計画に対する国・都道府県の関与】
 都道府県決定の都市計画は、三大都市圏等の大都市（特定区域）においては、国はMPOレベルの自治体のみならず、国策付課題を廃止し、国の影響に重大な関係があるものに限定し、市町村と都道府県の権限の主体において、国の役割に定められる都市計画を法的に定める必要はない。従って、国は都道府県の同意を要する価値は必要ではない。

【新たに市町村決定すべき主な都市計画】
 ・三大都市圏等の用途地域等
 ・10ha以上の公園等、50haを超える土地地区整理事業等（国又は都道府県設置等を除く）
 ・4車線以上の市町村道

【都道府県決定すべき主な都市計画】
 ・区域区分 都市や市町村の外郭空間を有するもの
 ・国道、一級河川、都市再生特別地区、国際性を有するもの
 ・都道府県道、二級河川、都市高速鉄道、産業廃棄物処理施設、一の市町村では不相当
 ・歴史的国土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、環境保全を図る特殊かつ厳しい規制等

【開発許可・建築許可】
 ・市に対して一律の移譲ではなく、従来より事務処理委任制度による個別の移譲が適切ではないか。

【都市計画事業認可】
 ・事業者に取付権限を与え、公正性、中立性の観点から第三者的な審査が不可欠であり、土地収用法の特長であるという性格から、存置すべき。

【地域主権改革一括法】(国会審議中)

【都市計画に対する国・都道府県の関与】
 ・三大都市圏等の大都市（特定区域）における都道府県の都市計画に関する国土交通大臣の同意付き協議を廃止
 ・市の都市計画に関する都道府県の同意を要する協議を廃止し、協議を要しない協議とする。

【第1次勧告を踏まえた国土交通省の回答】
 (※各府県内閣府)

【新たに市町村決定すべき主な都市計画】
 ・三大都市圏等の用途地域等
 ・4車線以上の市町村道
 ・大規模な土地地区整理事業、市街地再開発事業等

【新たに市町村決定すべき主な都市計画】
 ・区域区分 都市計画区域マスタープランを都道府県で定めることが前提
 ・開発許可・建築許可
 ・法第55条、第56条の建築許可については、都道府県と協議自治体のあるべき役割分担があり分が整理されるのであれば、市への移譲を検討する。
 ・開発許可等は、事務執行体制の問題のほか、女性の観点から引き継ぎ事務処理委任制度を採用する。

【引き継ぎ、国・都道府県に存置する。】



第2回都市計画制度小委員会（H21.8.21）

- 市町村決定の都市計画 … 都道府県の同意を要する協議が必要
- 区域区分（線引き） … 都道府県決定

とする方針

※ 第2回都市計画制度小委員会における国土交通省の説明ぶりは次のとおり

⇒ 都市・地域整備局長あいさつ

○ この小委員会は、今後の都市政策の方向の実現に向けて、都市計画制度について総点検を行い、制度見直しについて専門的な検討を行っていただくということで、昨年6月に設置させていただきました。7月と8月、2回開催をお願いしてきた経緯がございます。

○ その後、政権交代がございまして、審議会のあり方全般につきましても省全体でいろいろ見直し作業が進められておりまして、その結果を受けて審議会全体をどうとり運ぶかということであったわけですが、そういうことで、この委員会につきましても開催を見合わせておりましたが、このたびは社会資本整備審議会の委員の改選が行われまして、それを受けて本小委員会についても、今日からご審議を進めていただける運びになったところでございます。

⇒ 国土交通省（事務局）の説明

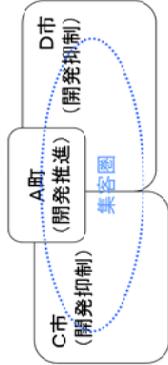
○ 本小委員会は昨年7月から2回開催され、前回は地方分権関係の論点を中心としてご議論いただきました。大きく分けると、分権関係では、都市計画決定権限移譲の問題と、国等の関与のあり方の問題がございまして、そのうち後者、関与の部分につきましては、前回は議論いただいた案に、さらに省内、政府内調整の結果、市の決定する都市計画に対する都道府県同意の廃止という分権制をプラスして、昨年未閣議決定された地方分権改革推進計画が取りまとめられ、これに基づき一括法という形で国会に提出されております。先議の参議院は通過しておりますが、現在、国会審議中という状況でございます。

○ 残りの都市計画決定権限の移譲の点につきましては、現在新たな地域主権戦略大綱の取りまとめに向けて、政府内で調整中の段階でございます。前回は議論いただいた内容に加えまして、議論ではなかなか前触れられなかったが、政令指定都市の取り扱いにつきましては、さらに踏み込んで対応する案を既に国土交通省として打ち出してあります。今後、全体として政府としての案が取りまとめられる運びになっております。これが1点目の地域主権改革対応でございます。

(参考) 広域調整の必要性(例)

- 市街地の拡大
- 市町村間の誘致の競合、抑制方針の無意味化
- (例) 大規模集客施設や工場等を誘致するため、用途地域を変更するケース

・A市における大規模集客施設の立地を前提とした用途地域の指定(商業地域)について、B県が当該都市計画の協議同意に当たり、関係市町村から意見聴取。
 ・隣接して影響を受けるC市・D市の重要な対応を求める意見書を踏まえ、B県とA市の調整の結果、大規模集客施設の規模を縮小し、周辺における都市構造レベルの影響を軽減。



2

【資料2(参考②)】 計画調整の範囲と主体

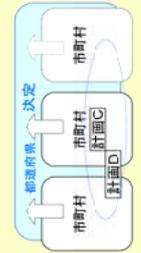
①市町村が関係市町村と調整して決定



②市町村が都道府県と調整して決定



③都道府県が関係市町村と調整して決定



・現行制度では採用されていない。
 ・利害対立すれば、調整が成立せず、必要なものが決定できないおそれ。(調整を看做せば、計画間不整合が生ずるおそれ)

・現行制度(市町村決定)
 ・調整の観点、関係市町村間の調整だけでなく、都道府県の都市計画との適合性担保を含む(権限主体が定める「一体の都市計画」という特性)
 ・都道府県が必要に応じて関係市町村の意見聴取

・現行制度(都道府県決定)
 ・一の市町村を超える広域性・相乗性のあるもの
 ・一の市町村では的確に決定できないものについて、調整の内部分化が図られているとみることが出来る。

○市町村の定める計画と都道府県の定める計画の一体性の確保

・現行法は、「市町村の定める都市計画」と「都道府県の定める都市計画」が互いに存在するのではなく、一体的・総合的に機能発揮すべきものとしている。

※骨格から細部までが、画面上の整合性を求められる。
 ※市町村の定める都市計画は都道府県の定める都市計画に適合しなければならず、これが抵触する場合に後者が優先するとする規定(都市計画法15条3・4項)は、上下関係を定めるというよりも、計画の強い一一体性・整合性を確保しようとするもの。

・「他の市町村に影響を及ぼさないものについては調整不要」という考え方は、何がそれに該当するかあらかじめ切り分けることが困難
 ※影響を及ぼさないことが予測できる軽易な変更、地区計画の細目的内容については、調整不要としている。

⇒ 国土交通省(事務局)の説明(左上)

○ 分権の一方を確保しようとする全体の調和の観点が見えてくるようなら広域調整が必要となる典型的な場合を参考で掲げました。こうした調整は、少なくとも同意という意思の合致まで求める協議によって支えられなければならないというだけではいかかと考えております。

⇒ 国土交通省(事務局)の説明(左下)

○ これは、都市計画が影響を与える範囲と計画主体の関係について、頭の整理を試みたものでございます。左側に①、②、③とタイプといますか、パターンを掲げておりますけれども、まず①の市町村レベルで横の調整を行うパターン、これは現行制度では採用しておりませんが、最も問題と思われるのは利害調整、特に利害が対立した場合には調整が成立いたしませんので、必要なものが決定できないおそれがあると、あるいは調整を嫌ってこれを省いてしまいますと不整合が生じるおそれがあるということだと考えられます。

○ これに対して真ん中②、市町村が都道府県と調整して決定するのが現行の基本パターンでございます。ここでは関係市町村との調整チャネルではなくて、都道府県の都市計画との適合性の担保というものが調整の内容となっております。ここで都道府県の都市計画との適合性ということが掲げられておりますけれども、これは特に複数の主体が一体の都市計画を定めるといって特性があらわれていると考えると、右側に箱がございまして、その中にございまして、地方公共団体、自治体の二層性のもとでどのように計画の一体性を保つか、これは昭和43年の現行法制定時から重要課題でございまして、これで法制的にも、これを強く意識した一体性・整合性確保のための規定が見られるところでございます。

○ それから、最後の③の都道府県みずからが市町村と調整して決定するというパターンでございますが、これは現行の都道府県決定ということで、広域的・根幹的なものに限定されるに限定されておりますけれども、一市町村で的確に決定できないものについて、ご指摘のあったような調整の内部分化が図られていると見ることが出来るのではないかと考えております。一言で広域的調整と申しましても、こうした調整構造のパターンを念頭に置いて、各主体の役割分担を洗い直していこうということでございます。

○ これまでも広域調整の必要ということだけで見れば、この中で言う②あるいは③、それぞれ県の視点が入っておりますから、要は②でいいのではないかと指摘されることもございまして、現実には②と③が同等、等価、同じであるとは言いがたいと考えておいて、そういう意味で、先ほどご紹介した陸揚物処理施設、大規模集客施設の例など、調整の内部分化を図ることは特に必要な場合があると、いうことは明らかかと思っております。

○ 一方で利害の対立が起りにくい、程度の問題はあるかもしれないけれども、その中で必要な計画が決定できないのではないかと、おそれの多いもの、この図で申しますと真ん中の計画が存在する市町村が後ろ向きになってしまっているように、そういう決まらぬ懸念のないものにつきましても、あえて③によらず、②の手法にゆだねてみるのではないかと、そういうことで、例えば、今ご説明したような都道府県から市町村にゆだねるものについては説明ができるのではないかと、思っております。

※以下の点については、基本的に従来からの考え方が妥当するのではない。

○市町村と都道府県の「複数の主体によって同一の区域に定められる都市計画が全体として一体的であること」が必須であることから、両者の計画が図面上食い違っていないかなど、計画内容が不当でないかまで調整する必要がある。したがって、従来どおり、市町村が決定する都市計画については、
①都道府県が定める都市計画に適合することを求めるとともに、
②原則として都道府県と同意を要する協議により調整が図られるべきではないか。

※この調整の観点（は、従来どおり）の市町村の区域を超える広域調整及び都道府県都市計画への適合の担保に限定するとともに、円滑化の措置を検討（再掲）

○開発許可、都市計画施設区域内の建築許可等の事務は、人口規模の大きい市にまともに移譲されており、その規模に達しない市町村については、地域の状況、事務量のばらつきが大きいことから、従来どおり、一律にではなく、建築確認事務の配分との整合等も勘案しながら個別に移譲することができることとするのが適切ではないか。

○事業者に土地収用権限を与える都市計画事業認可は、公正性中立性のための第三者による審査が不可欠であり、土地収用法の特則であるという性格から同法の仕組とも整合するよう、市町村事業及び民間事業に対する都道府県の認可、都道府県事業に対する国の認可を存置すべきではないか。

《国の関与のあり方の見直し》

大都市部における国の関与の大幅縮減

○これまで、国の利害に重大な関係のある都市計画に加え、大都市部の主要な都道府県決定の都市計画については、個別計画レベルで国に同意を要する協議を求めてきた。後者に、
については、大都市圏を意識した広域的調整が図られる必要性はなお高いと考えられるが、その関与形態を抜本的に見直し、原則として、個別計画レベルの関与に代え、事前に基づくと方針を示しつつ、マスタープランレベルでの関与にシフトすべきではないか。

（都道府県に同意を要する国への協議を求めめる都市計画）

都道府県決定とする都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるものに限定（全国共通）

→ 用途地域など基本的都市計画の市町村への移譲と併せ、大都市部における都市計画について国の関与を大幅に縮減

※個別都市計画に対する事前協議という関与に代えて、これらの方針・基準に即し、又は適応することを担保するため、国の利害に重大な関係のある都市計画への事後関与（指示・代行）以外に、国の意見を表明・提案することによって、都道府県・市町村に自主的な運用改善を促すべきではないか。

※その他、国の政策の直接的表現手段という性格を有する都市計画について、国が提案する等のイニシアティブを發揮することが考えられてもよいのではないか。

⇒ 国土交通省（事務局）の説明

○調整をそもそもきつちり行わないでよいという考え方は、やはり妥当ではないのではないかと考えております。例えば同意を要しないということであれば、同意も要らないんだから、調整も要らないんだらうということにすぎないと思うんですけども、これは権利制限を伴って、実態は3,000分の1の図面ということになるのではないかと考えております。

○なお、市町村の計画が都道府県計画への適合を求めるような法律の規定がございますが、これはあくまで計画の一体性を求めるもので、何か既定の都市計画に必ずしもとらわれないような市町村と都道府県の活発な提案とか調整を封殺しようというものではございませんので、そういったような解釈・運用が、場合によっては法的に明確にしなければいけないのではないかと考えているところがございます。

○それから建築許可のような許認可のように、今でも状況に応じて移譲が可能であるもの、それから土地収用の特例になっていて、身近な自治体にどんどん移譲すればいいとは考えにくいような事業認可については現行の考え方が妥当ではないかと、現時点の考え方を示させていただいております。

○これらの点につきましては議論があるだろうと思います。分権はある意味で別次元の論理で進められているもので、かみ合わないところもあるんですけども、計画論ですとか、都市計画の視点から見てどうなのか、率直にご意見を伺いたいと存じます。

⇒ 国土交通省（事務局）の説明

○ここでは大都市、あるいは国の利害に重大な関係というこれまでの国の関与のメルクマールのうち、これまで委員のご指摘にも大都市圏の広域調整が必要が高くないのではないかと問題提起がございまして、むしろ関与の形態を見直していきたいと考えております。これまでは個別計画段階で逐一細な協議を行ってきたわけでございますけれども、こういう関与形態からは大都市部については撤退していく方向で考えたいと考えております。

○下に注釈をつけておきますけれども、国としての大都市圏の広域調整の観点は、なるべく記述化をして方針として明示すべきだと考えておりますけれども、その担保手段は同意付き協議がなくなった場合にはないということになります。法制上の措置というよりも運用上の問題かもしれませんけれども、例えば指示・代行というものは事後関与がこういった場合に振りかざせるとも思いませんので、一方その利害に国の立場で何も物が言えないのかと、むしろ不同意とか拒否権といった強制によらない前提でやりましても、国の意見を表明することは考えていいのではないかと、あるいは国の政策の直接的な表現手段という性格がある場合には、国の提案といったようなことがあってもいいのではないかと問題提起をさせていただいております。

○関与で国の関与と県との関与と比較してまいりますと、実はいずれも同意付き協議ということではあるんですけども、県は都市計画決定主体なので、市との関係では同じ都市計画を決め合う主体なので、ここは原則といたしまして同意付き協議ということによって一体性を確保しているのに対して、国は都市計画を、主に決めるという規定はありますけれども、基本的には決定主体ではありませんので、それは外部の主体との調整ということで、ちよつとパラレルにはなっていないかと存じます。

近年における都市計画法の主な改正経緯

年月	法改正等	主な概要
H10. 5	○都市計画法一部改正 ○大店立地法制定 ○中心市街地活性化法制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別用途地区追加 <p style="text-align: right;">(まちづくり三法)</p>
H11. 7	○地方分権推進一括法に伴う 都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関委任事務の廃止（都市計画に関する事務は一部の例外を除き自治事務化） ・ 大臣の認可、都道府県知事の承認を同意協議へ見直し ・ 市町村都市計画審議会の法定化 ・ 指定都市、特例市等への権限移譲
H12. 5	○都市計画法及び 建築基準法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域マスタープランを全ての都市計画区域で策定するよう見直し ・ 区域区分の有無を都道府県が判断できるよう見直し ・ 特別用途制限地域追加 ・ 準都市計画区域追加
H12. 6	○大店法廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大店立地法施行
H14. 7	○建築基準法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに関する都市計画提案制度の創設
H16. 6	○景観緑三法に伴う 都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観地区、緑地保全地域、緑化地域追加
H18. 5	○まちづくり三法見直しに 伴う都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設に係る立地規制追加 ・ 準都市計画区域の要件緩和、指定権者を都道府県に変更 ・ 都市計画提案権者の範囲拡大 ・ 都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際、関係市町村から意見を聴取できるよう見直し ・ 病院、福祉施設、学校、庁舎等の公共公益施設を開発許可等の対象とするよう見直し
H23. 4	○第1次一括法に伴う 都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止 ・ 市の都市計画決定に係る知事同意協議の協議へ見直し
H23. 8	○第2次一括法に伴う 都市計画法一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市、市等への権限移譲

都市計画のあり方に関する国土交通省（社会資本整備審議会）の検討経緯

年月日	主な動き	都市計画・歴史的風土分科会における検討
H17. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」について、国土交通大臣が社会資本整備審議会へ諮問（検討課題として右記①～⑤列挙） ○ 上記諮問の検討を社会資本整備審議会長が都市計画・歴史的風土分科会長へ付託 	<ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策 ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策 ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策 ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方
H18. 1. 31		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「中心市街地再生小委員会」を設置 ○ 中心市街地再生小委員会が検討結果「中心市街地再生小委員会報告」を報告 ○ 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。（第一次答申）」答申
H18. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「都市交通・市街地整備小委員会」を設置
H18. 8. 2		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「公園緑地小委員会」「下水道小委員会」を設置
H19. 5. 11		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「公園緑地小委員会」を設置
H19. 6. 7		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市交通・市街地整備小委員会が検討結果「都市交通・市街地整備小委員会報告書」を報告 ○ 公園緑地小委員会が検討結果「公園緑地小委員会報告」を報告 ○ 下水道小委員会が検討結果「下水道小委員会報告」を報告 ○ 「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。（第二次答申）」答申
H19. 7. 20		<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的風土部会に「歴史的風土の保存・継承小委員会」を設置
H20. 1. 25		<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的風土の保存・継承小委員会が検討結果「歴史的風土の保存・継承小委員会報告」を報告 ○ 「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか」答申
H20. 2. 19		
H20. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」公布 	
H20. 4. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」を設置 	
H20. 9. 25		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画部会に「安全・安心まちづくり小委員会」を設置
H21. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会が検討結果「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告」を報告 	
H23. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ H17. 6. 30の諮問「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」についての審議を終了 ○ 都市計画制度小委員会が検討状況「都市計画制度小委員会のこれまでの検討事項」を報告 ○ 具体的な都市計画制度改正に向けてさらに検討するため、引き続き「都市計画制度小委員会」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心まちづくり小委員会が検討結果「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」を報告

都市計画法上の「都の特例」

都市計画法 (一括法による改正後)

(都の特例)

第八十七条の三 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節(第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第二項を除く。)の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

都市計画法施行令 (現行)

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の四第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの
- 二 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場
- 三 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の面積が三ヘクタールを超えるもの

【解説】

● 市に属する事務であっても、人口が高度に集中する大都市地域の行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要と認められるものは、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、都が処理することとされている。このような事務については、人口が高度に集中する大都市地域の行政の特別区の存する区域の全体としての一体性及び統一性の確保のため、特別区相互間で連携し、また、都が特別区に対して許容される限りで調整機能行使するの意では、なおその目的が達せられないと思われ、一の統一的な行政主体の意思決定の下、事務を処理できるよう、都に事務・機能を留保しているのである。

● 都が処理するものとされている事務のうち主要なものを掲げると、次のとおりである。

① 都市計画決定に関する事務

市町村が定めるべき都市計画は特別区が定めることが原則であるが、特別区の存する区域にわたる都市計画の一体性を確保する見地から都市計画法に都の特例の規定が設けられ、市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは特別区の存する区域においては、都が定めるものとされている(都市計画法八七の四)。個々の特別区の区域を超えて影響を及ぼす蓋然性の高い都市計画がこれに該当する。具体的には、都市計画法施行令第四十六条で、ア 特定街区で面積が一ヘクタールを超えるもの、

イ 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場、

ウ 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画で、それぞれ再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の面積が三ヘクタールを超えるものを
が制限列挙されている。

- ② 上水道の設置・管理に関する事務(略)
- ③ 下水道の設置・管理に関する事務(略)
- ④ 感染症の予防・まん延防止に関する事務(略)
- ⑤ 消防に関する事務(略)

● 都及び特別区の制度は、法制上はあくまでも一般的な制度として規定されているが、現実には東京のための制度となっている。東京は日本の首都機能を担っていることから、他の大都市地域を相当上回る規模で人口の高度な集積がみられる。これに対応するため、都及び特別区よりなる特別な大都市の制度が設けられているわけである。

● 現在の地方自治制度においては、一般的には、都道府県と市町村という二段階の地方公共団体が設けられており、基礎的な地方公共団体とこれを包括する広域の地方公共団体による二層制を形成している。都区制度については、従来、法制度上、特別区が都の内部団体的な性格のものとされていたことから、特別区の存する区域においては二層制の特例を形成していた。平成十年の制度改正により、特別区は都の内部的団体でなくなり、都区制度は一般制度と同様の二層制をとることとなったが、本項は、特別区を基礎的な地方公共団体と位置づける第二項と相俟つて、この趣旨を明らかにしている。

● 特別区の存する区域の有する様々な地域特性のうち、当該区域を他の地域と区別し、行政上特別な対応を迫る決定的な要素は、人口規模及びそれに関連する諸機能の集中度である。現行の地方自治制度においては、大都市の制度としては指定都市制度も存することから、特別区の存する区域は、指定都市制度では対応しきれない規模として既存の指定都市を相当上回る人口数百万程度で一体となった社会的実態がある区域であると同時に、当該区域の行政について一つの普通地方公共団体である指定都市で対応することには問題があると思われ、ものであると言える。

【参考】第47回地方分権改革推進委員会（H20.5.15）議事録＜抜粋＞

（**露木委員**）…例えば東京都などの場合は、東京「市」の機能と東京「都」の機能が混然一体となっています。その点をどうするかという問題も、どこかの時点でやはり議論しないとおかしくなってしまわないでしょうか。これについてはどうなのでしょう。

（**西尾委員長代理**）これは非常に複雑な話です。地方自治法では、「地方自治体」ではなく「地方公共団体」と言っていますので、古い言葉のまま使いますが、地方自治法では、普通地方公共団体と特別地方公共団体という区分けがまずあり、普通地方公共団体に広域的な地方公共団体と基礎的な地方公共団体があるという整理をしてきました。この点で、東京都制の扱いは、首尾一貫していないと言いか、非常に難しい整理になっています。「都制」を構成するのは、制度上、東京都という主体と23の特別区の組合せとされていたのです。その23特別区は、従来は特別地方公共団体と位置付けられていたわけですが、しかし、もう一つの当事者である東京都の方は、ほかの道府県と同等に普通地方公共団体に位置付けられてきたといういきさつがあります。かつて特別区は、基礎的な地方公共団体でもなかった。東京都が東京市を吸収し、東京都が東京市と一体になって東京都をつくったという形です。東京が基礎的な自治体であり、同時に広域的自治体であるという理解がされてきた。そこに含まれている23特別区は、都の内部団体であるという理解がされ、基礎的な自治体はおろか、地方公共団体であるとさえ認められなかったわけですから、これに23特別区との関係者は非常に不満を抱き、制度改善運動をしてきた。そして、都区制度に関する一番新しい制度改正のときに、23特別区は基礎的な地方公共団体と認められ、地方自治法上にもそう規定されたのです。しかし、基礎的な地方公共団体にはなりましたが、依然「特別地方公共団体」のままなのです。まだ、普通地方公共団体という扱いはなくなっています。これがなぜかとか、東京都はなぜこっちにあるのかとかというのを合理的に説明するのは大変に難しい問題になっていると思います。

（**丹羽委員長**）分かりましたか。

（**露木委員**）いや、なかなか分かりにくいのです。私などは事務的な問題から入るのですが、例えば生活保護の問題などでは、23区が市の扱いになっているのですが、都からかなり特別な事務配分の特例などをしてもらっているなど、一般の市町村からすると、非常に分かりにくい制度がそのまま入っています。この地方政府をつくるのか、そういう完全自治体をつくるのかという議論を一方で行っているが、そこは部分の曖昧のままです。ずつと行くのだというのが、よく分からないうところ。そこはどうかという質問なのです。

（**西尾委員長代理**）逆に言えば、日本における大都市制度、大都市特例制度として、他の市町村と区別しているものに、二つの制度体系があります。その一つが「都制」という制度であり、もう一つが「政令指定都市」の制度です。大都市特例の一つのパターンで、都道府県に当たるものが市の機能を吸い上げたというのが「都制」です。これに対して「政令指定都市」制度の方は、都道府県が持っている権能を市の方が奪い取った制度です。で、ペクトルが逆を向いているのです。この二つの制度が併存しているわけですから、そもそもこれが合理的なのかどうかと論争し出したら切りがない論争が過去にずっとあって、なかなか解決がつかない。例えば、大阪についても、大阪「都制」の方がよいのではないかと。名古屋についても愛知「都制」の方がいいのではないかとという意見の人も

います。逆に東京都制というのは分解した方が良いのだという説の人もいます。それぞれ聞いていくと、有識者でも意見がばらばらに分かれるというテーマになっているのではないかと。地方制度調査会でも何度もこれは議論になるのですが、いつも結論が出ません。そのままずっと来ているというテーマでなかなか厄介な問題だと思います。東京都副知事もいらっしやるし、専門家の小早川委員もいらっしやるので、何かおっしゃってください。

（**丹羽委員長**） それでは、専門家の小早川委員の御意見はいかがですか。

（**小早川委員**） 法的な御説明は、今、西尾委員長代理がすべてされたので、私は何も付け加えることはありませんが、地方分権を考えると、一応、モデルで考えることになるわけですね。制度的には「大阪都」も「愛知都」も「愛知都」もあり得るわけですが、現在は、たまたま「東京都」しかない。要するに結論から言うと、この一つだけの事例に余り踏み込むのは得策ではないかと思えます。いろいろな意味での東京問題というのはやはりある。それを無視するわけにはいきませんが、その制度の枠組み自体は、この中の議論とは別ではないかと思えます。

（**丹羽委員長**） 猪瀬委員、関係者としてお願いします。

（**猪瀬委員長**） 時間がないので、一言で済ませますが、千代田区の税収と葛飾区の税収は全然違うのです。したがって、少なくとも東京都下はともかく、23区の場合には、ある程度広域的な行政をやらざるを得ないということが実態だと思います。つまり、広域的行政を必要不可欠な形でやらざるを得ないというのが実態だということであり、「東京市」という形はあり得るけれども、23区の区ごとに独立するということは、別の問題で、実際には無理だろうということですから。ですから、東京都と区の都区調整制度などいろいろあり、総務省の交付税のような形で東京都がお金を渡すとか、いろいろな調整の仕方があるのですが、いずれにしても、広域行政を抜きに語れない問題であるということですね。それが、市の機能を代行している東京都だということになります。あと、道州制の問題で、東京都と大阪都みたいになったのが道州制のプランの中になりますね。東京と大阪だけが独立していて、あとは道州になっているという道州制の案がありました。それはそういういろいろな案があるでしょうということですから。

（**露木委員**） そうすると、猪瀬委員が言われることはよく分かるのですが、具体的に、例えばこの前の西尾委員長代理などが基本的には市に権限を移譲しようという話については、今のお話ですと、23区が市に該当するということなのか。

（**西尾委員長代理**） いや、該当しないと思っています。特に土地利用に関することで、都市計画関連のことについては、市に下ろすかといっている場合には、特別区を含めていないということなんです。旧東京市の単位で都市計画権限を集中的に東京都が留保するということが、都制度の一つの眼目になっている問題なのです。そのほか、消防庁とか消防一元化とか、水道を一元化してやってくるか、下水も一元化してやってくるか、これを東京都が基本的な大きなものを持つ、細かいものだけ23区に計画権を下ろしているわけですね。通常の市が持っている権限を特別区は持っていないのです。これは東京都が持っている。その関係の問題は都制に関係することなので、東京都と特別区で話し合っていないだけで以外にはないかということなんです。そこに踏み込むといういろいろな厄介な問題が起きます。

（**露木委員**） 都下はどうですか。

（**西尾委員長代理**） 都下の市町村は一般の市町村になるわけですから。…

「一部事務組合・広域連合制度」に係る地方自治法改正議論の主な経緯
 (地方行財政検討会議における議論～第180回国会提出・地方自治法一部改正法案)

1 地方行財政検討会議第一分科会 第5回会合 (H22.8.25) において提示された「課題と論点」(資料2)

- 現行の一部事務組合等が行う事務については、全ての権限が一部事務組合等に移ってしまい、構成団体には当該事務に関する権限は残らないという建前を採っている。したがって、構成団体の関与は、負担金支出に止まることとなる。(一部事務組合等の管理者(長)又は議会の議員は、構成団体の長又は議員が兼ねることが一般的であるが、制度的に担保されたものではない。)この結果、負担金を支出している構成団体からの統制が効きにくいという声がある。
- 一部事務組合等自体についても、管理者の充て職や持ち回りの慣行、構成団体からの出向人事などの影響により、ガバナンスが働いていないという声や職員の一体性が確保されにくいという声がある。

→ 事務権限が全て一部事務組合等に移るとの前提に立つのではなく、むしろ、構成団体やその議会を通じて住民の意向の反映や監視の仕組みを確保すべきではないか。現実の事務事業の実態を踏まえれば、一部事務組合等においても、普通地方公共団体に準じて採られている長(管理者)と議会の二元代表制の仕組みを改めて、一部事務組合等の議会は廃止できるとし、議会としての権限は構成団体の議会が行使する仕組みが考えられぬか。そのような仕組みを採用する場合、各構成団体の議会の判断が分かれたときの対応をどのようなものとするか。

→ 一部事務組合等の管理者の多くは専任でない現状を踏まえ、副知事及び副市町村長に相当する専任の「マネージャー(仮称)」*を置き、管理者の権限を包括的に委任する仕組みにより、内部のガバナンスを保持しつつ、効率的に運営することが考えられぬか。

* 副知事及び副市町村長については、平成18年の自治法改正により、トップマネジメントの強化の観点から、長の意向を踏まえて政策判断等を行うことが明確にされた。米国の「理事会マネージャー制」や「議会マネージャー制」における「シティ・マネージャー」は、公選職(政治)と分離されることが重要な要素となっており、ここで想定している職とは性格が異なる面がある。

- 事務の委託等も含め、規約の制定・変更手続において、全ての構成団体の議会の議決を経ることが煩瑣であるとの声がある。

→ 事務や権能の範囲を定める規約事項については、住民の意向の反映という観点から、全ての構成団体の議会の議決を経ることが必要ではないか。

他方、共同処理開始後の事情変化にも柔軟に対応できるようにするため、一部の構成団体が脱退する場合について、一定の期間を置くことや負債の処理方法をルール化すること等を前提に、他の構成団体の議会の議決を不要とすることが考えられるか。

- 権限移譲の受皿となっていく広域連合の仕組みに関し、独任制の管理者に権限が集中することを懸念する声がある。

→ 構成団体の納得を得ながら機動的な運営を確保する観点から、複合的一部事務組合についてのみ採用できるとされている理事会制の対象拡大についてどう考えるか。

→ 議決事件の内容に応じ、関係する構成団体の意向を十分に反映する観点から、複合的一部事務組合についてのみ採用できるとされている議決方法の特例の対象拡大についてどう考えるか。

- 国や都道府県からの直接の権限移譲を受けたいことを想定して設けられた広域連合制度には、
 - ①広域計画に基づいて構成団体に規約変更を要請することができること、
 - ②広域計画の実施に関し構成団体に勧告することができること、
 - これらの仕組みに対応して、
 - ③広域連合の議会の議員及び長の選任方法が直接選挙又は間接選挙に限定されていること、
 - ④直接請求の制度が設けられていること、
 といった特徴があるが、現在、これらの仕組みは十分に活用されていない。

→ 一部事務組合と広域連合が類似している現在の運用状況を考えると、二本立てにする意義はあるのか。(むしろ、今後の広域行政の主体であり、権限移譲を見据えた広域連合制度にまとめることは考えられぬか。)

2 地方行財政検討会議 第7回 (H22.12.3) 資料「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」(仮称)(案)

※ 省略(後述4とほぼ同旨)

3 全国知事会「地方の実態を踏まえた地方自治法の見直しを求める」(H22. 12. 17)

5 広域連携

- 一部事務組合等からの脱退手続きの安易な簡素化は、広域的な枠組みの維持による安定的な事務の執行に支障を生じるおそれもあることから、さらに慎重な検討が必要である。
- 現行法では、広域連合は国に権限移譲を求めることができ、国には回答義務がない。現在、国出先機関の廃止に伴う受け皿として広域連合の活用が検討されており、広域連合の権能強化を図るため、国からの回答義務を設けるべきである。

4 総務省「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」(H23. 1. 26)

7. 広域連携のあり方

- 広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでも様々な分野で広く活用が進められ、一定の成果を上げてきた。
 - 一方、現行制度については、住民による監視のあり方や、構成団体の意向の反映のあり方、効果的・効率的な組織のあり方について、課題が指摘されている。
 - 「平成の合併」が一区切りし、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要がある。
 - また、政府としては、地域主権戦略会議を中心に国の出先機関改革に取り組んでいるが、その事務を地方公共団体に移譲する場合には、都道府県間の広域連携の仕組みによって当該事務を処理することも考えられる。これに関連し、地方公共団体の側からも、地域主権改革の担い手となるべく自主的かつ具体的な取組みが見られる。
 - これらの状況を踏まえ、現行の広域連携の仕組みについて、地方公共団体の選択の幅を広げた柔軟なものに見直し、より活用しやすいものとする。具体的には、次の方策を検討し、速やかに制度化を図る。
- ① 脱退の手続
- 現行の広域連携の仕組みでは、設置・廃止や規約変更の全ての局面で全構成団体の議会の議決を要することとされている。全構成団体間の合意を基本としつつも、一部事務組合、協議会、機関等共同設置からの脱退については、構成団体の意思を過度に拘束しているものと考えられることから、簡素な手続により行うことができることとする。
- ② 一部事務組合の組織

(i) 一部事務組合の議会

一部事務組合においては、普通地方公共団体に準じて議会を置くことが必要とされているが、団体によっては、普通地方公共団体と比較して活発なものでなく、また、住民の眼が届きにくいという指摘がある。

このような現状を踏まえ、住民意思の反映を確保しつつ、組織の簡素・効率化を図るため、一部事務組合に議会を置くことに代えて、構成団体の議会がその役割を果たす組織形態を採用できることとする。

(ii) 一部事務組合の監査委員

一部事務組合においては、監査委員についても、その機能を確保しつつ、組織の簡素・効率化を図るため、監査委員を置かず、構成団体の監査委員を活用することとする。

③ 広域連合の執行機関

今後、権限移譲の受け皿となることが期待される広域連合について、独任制の長に権限が集中することを懸念する声があることを踏まえ、広域連合の長に代えて、執行機関としての理事会を置くことができるとする。

5 総務省「地方自治法の一部を改正する法律案(概要)について」(H23. 2)

(6) 一部事務組合・広域連合等

- 一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
- 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
- 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができるとする。

6 全国知事会「地方自治法等の改正についての意見」(H23. 2. 23)

(7) 一部事務組合・広域連合等について

一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化は、広域的な枠組みの維持による安定的な事務の執行に支障を生じるおそれもあり、更に慎重な検討が必要である。

一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができると改正する点については、規約改正と同様に全ての構成団体議会で予算や条例等の議決を要することで住民意思の反映は確保できるものの、一部事務組合の性格によっては(例えば公営競技を行うものなど)、特に経営の柔軟性を失うおそれもあるため、更に慎重な検討が必要である。

また、現行法では、広域連合は国に権限移譲を求めることができ、国には回答義務がない。現在、国の出先機関の廃止に伴う受け皿として広域連合の活用

が検討されており、広域連合の権限強化を図るため、国からの回答義務を設けるべきである。

特に、広域連合への新規加入に係る手続きについては、柔軟性を高めるため、全構成団体の議会の議決に代えて、広域連合及び新規加入団体の議会の議決を要するものとする等、手続きの簡素化が必要である。

7 総務省「地方自治法の一部を改正する法律案に関する考え方」(H23. 2. 28)

7. 広域連携について

広域連携については、その改正案の内容は、一部事務組合等からの脱退の手続、一部事務組合の議会・監査委員のあり方、広域連合の執行機関のあり方に関するものですが、いずれも広域連携の仕組みを柔軟なものに見直し、より活用しやすいものとするものと考えています。

脱退の手続については、現行制度では、全ての関係地方公共団体の合意を必要とするため、一の地方公共団体が脱退しようとしても脱退できず、結果として過度の負担を強いられると見られる場合があることから、一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置について、地方公共団体が2年以上前に予告した場合には、脱退できることとするものです。

一部事務組合の議会・監査委員のあり方及び広域連合の執行機関のあり方については、いずれも、一律に義務付けるものではなく、一部事務組合や広域連合の性格に応じ、これらを組織する地方公共団体の意思によって採用し得る組織形態の幅を広げるものです。

また、広域連合から権限移譲の要請があった場合の国からの応答義務等については、今後、国の出先機関改革の中でその必要性を検討してまいります。

8 全国知事会「総務省の回答に対する意見」(H23. 3. 3)

(6) 一部事務組合・広域連合等について

今回初めて一部事務組合等からの脱退手続きの簡素化の内容が示された。一の地方公共団体が脱退しようとしても脱退できず、結果として過度の負担を強いられる具体的な事例があれば、御教示願いたい。

一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織できるとすることについては、一部事務組合の性格に応じたきめ細かな検討が必要であるが、現時点の情報では改正の是非を判断することが困難であるので、条文も含めた具体案を示されたい。

広域連合から権限移譲の要請があった場合に国に広域連合を新たに課すこと

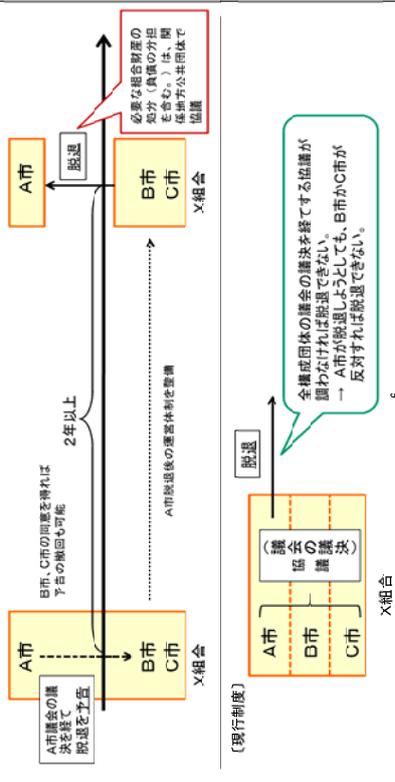
や、広域連合への新規加入に係る手続きを簡素化することについて、回答では、「今後、国の出先機関改革の中でその必要性を検討する」とされているが、むしろ出先機関改革を強力に進めるためにも、本会の意見を実現させるべきである。

9 第30次地方制度調査会 専門小委員会における議論

第2回専門小委員会 (H23. 10. 17) における山崎行政課長の説明 (議事録 pp. 7-8)

「協議会等からの脱退手続の簡素化」(イメージ)

- 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合から地方公共団体が脱退しようとする場合には、2年前までに予告することにより、他の関係地方公共団体との協議を経ずに脱退可能に。
- 個々の地方公共団体の意思のみでは脱退できない仕組みを改め、使いやすい仕組みとすることで、平成の合併後の広域連携を促進。



- 6 ページ、現行の制度は、例えば清掃工場、ごみ処理の工場を運営する一部事務組合があります。A市とB市とC市で一部事務組合をつくっている。ここには一部事務組合の長もいれば、議会の議員もいるわけですから。監査もするとなつてございます。そういうときに、例えばA市が脱退しようとするときにどうなのかといいます。A市の議決も要りますが、B市の議会の議決、C市の議会の議決も要るわけでございます。3つの議会の議決がそろったときに初めてA市は脱退できるというふうになります。今回想定しております制度は、実はその背後には、昔はかならず構成団体の多い、5つとか6つの市町村が入っている一部事務組合があったわけでございますが、市町村合併を行いました結果、かなりの団体が、一部事務組合を構成している団体の数が少なくなつてきております。そういうときに、例えばA市とB市が組合をつくらなくて、A市の側で仕事を委託すればいい

という場合もございます。そういう場合に、一部事務組合からA市が抜けるというふうにしよとするとどんな手続があるのかということ、通告を踏まえて2年以上経ちましたら、A市は脱退できるというふうにしてはどうかというのが今回の改正案でございます。

第5回専門小委員会 (H23.11.28) における高橋委員 (町村議) 意見 (議事録 p.27)

● 高橋委員 (町村議) 平成の大合併で一番影響を受けているのが町村だと思います。一部事務組合等からの脱退の手続の簡素化や組合の見直しについてであります。平成の大合併の一部事務組合の実態や問題を今一度明らかにした上で結論を出しても遅くないと思います。と申しますのも、合併によって構成団体が減少したことにより、合併しなかった団体にとつて、合併前と同じことをしているにもかかわらず負担ばかり増えたり、そのため脱退しようとする多額の清算金を要求されたりと抜き足ならぬ事態に陥っています。補完的な役割を負うべき都道府県が間に入ってくださるわけでもなく、しまいに当該団体の負担になるといふ悲しい結果が待っております。広域行政については、都道府県と大都市の関係も整理し、住民の目から遠くチェックしにくい一部事務組合制度については、このままの制度でよいかを十分検証する必要があるのではないのでしょうか。特に私の近隣では、8町村で組合をやっていたのが、3分の1。例えば100万円にしますと12均等割りは今まで8分の1だったのが、3分の1になると33万円の負担割合になります。うちの村でも合併の後遺症で一気に広域負担金が8,000万円増えました。足さじたくも、では抜けるのならば60億円出してくださいということ。できなないのであれば合併しなさいという。市に合併しろということでもあります。県とか国会議員、国会議員の先生方は全然相談に乗ってくれません。これは広域組合の問題だから、組合でやりなさいということ。どうかこうしたい点も皆さんに御理解いただきますようお願いいたします。

第5回専門小委員会 (H23.11.28) における白石町長 (町村会) の意見 (議事録 pp.27-28)

● 白石町長 (町村会) 私も議長会と同じ立場でございまして、確かに今回、合併を契機にして、もう既に一部事務組合を離脱したところもあるのです。例えば私の県なども退職手当組合は町村と一緒にやっていたが、大きな市に合併しますと、その市に独自のものがあるものから、当然脱退してしまう。そうすると、基金を積み立てていって退職金を払うわけですから、もうとにかく借金、赤字のところと赤字のところと差がついてしまうのです。そういう面で今これは継続していただきますので難儀をさせていただきますけれども、実際にこういう意見案を見ます

と、ほかの構成団体の議会の議決を経て行うのではなくて、予告を行うことで脱退ができるとしてまいりますと、その脱退をする団体の規模とか団体数によって、現実に残った一部事務組合は維持できないという状況が出てくるわけです。各組合というのは長期的な予想に基づいてシミュレーションを行い負担金を算定し安定的な運営に結び付けているわけですから、それに対する影響が非常に懸念される。そういう意味で、法律案にする場合は、脱退によって残される団体の立場といったものを十分考慮した内容にさせていただきたいと思っております。また、今でも複雑になっている地方自治法について地方の自由度を高めてできるだけ現場の知恵に委ねるといった観点から、今の法の規制の見直しこそが私どもとしては優先されるのではないかなということを付け加えておきたい。

10 第30次地方制度調査会「地方自治法改正案に関する意見」(H23.12.15)

5 一部事務組合等

平成の合併は平成22年3月末まで一区切りとされたところであるが、基礎自治体への権限移譲の進展や複雑多様化する住民サービスへの対応などを考慮すれば、基礎自治体の行財政基盤の強化は依然として必要である。

その手法として、市町村間での事務の共同処理に係る広域連携の仕組みをより活用しやすいものにしていく必要があるが、一部事務組合等についてもこのよう観点から制度の見直しが必要である。

一部事務組合等からの脱退については、現行制度では、構成団体に脱退の意思があっても全構成団体の議会の議決を経て行う協議が整わなければ脱退できないこととされている。

そのため、一部事務組合等の設立後長期間経つたことによる事情変更などであっても事務処理の枠組みを容易に変更できないという支障が生じることとなっており、このことが、新たに広域連携を活用することに踏み出すことに躊躇する一因にもなっているものと考えられる。

このような状況を踏まえると、原案のように一部事務組合等からの脱退について予告を行うことで一定期間経過後に脱退を可能とする仕組みを導入すべきである。

制度化にあたっては、一部事務組合等の安定的な運営に影響が生じないようにするため、予告期間については、十分な期間を設けることが必要である。原案は2年という長期の期間をとることとしており、この点についても適切な配慮が行われているものと考えられる。

なお、一部事務組合等からの脱退については、これに伴う財産処分やその後の事務処理体制の構築などの課題があることから、これらの事項を構成団体が誠実に協議し予告期間内に適切な結論が得られるよう努力すべきである。

11 全国知事会「地方自治法改正案に関する意見(案)」に対する意見」(H23. 12. 15)

地方自治法改正案に関する意見(案)は、全体的には、専門小委員会での議論を適切に反映しており、住民自治の拡充や地方議会の活性化という今回の改正の理念と、円滑で安定的な行政運営や健全な財政の維持を両立させるといふ我々の考え方や、また、地方行政の実情にも配慮されているものとして、基本的には了承する。しかしながら、改正項目のうち「条例の制定・改廃の請求対象」については、本会が、これまで専門小委員会等で主張してきた意見が明確に反映されていない箇所があることから、次のとおり意見を提出する。

記

「3(2) 条例の制定・改廃の請求対象」について
制度化の時期について、「今後の経済状況の推移や改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要がある。」としているが、当該時期の検討にあたっては、税財源の大幅な移譲や課税自主権の充実等を通じた地方税中心の財政運営の実現など、地方税財政制度の改革を前提とし、地方側とも協議しながら慎重に対処すべきである。

12 第180回国会提出 地方自治法の一部を改正する法律案要綱 (H24. 3. 9)

第五 一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

一 組織の変更及び廃止の特例

協議会を設ける普通地方公共団体若しくは機関等を共同設置する普通地方公共団体又は一部事務組合を組織する地方公共団体(以下「構成団体」という。)は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体又は他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、協議会若しくは共同設置又は一部事務組合から脱退することができるものとする。

(第二百五十二条の六の二、第二百五十二条の七の二及び第二百八十六条の二関係)

二 特例一部事務組合

1 一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会の構成団体の議会をもって組織することとすることができるものとする。

(第二百八十七条の二第一項関係)

2 1の一部事務組合(以下「特例一部事務組合」という。)の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならないものとする。(第二百八十七条の二第二項関係)

3 特例一部事務組合の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならないものとする。(第二百八十七条の二第五項関係)

4 特例一部事務組合にあっては、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができるものとする。(第二百八十七条の二第九項関係)

三 広域連合の理事会

広域連合には、規約で定めるところにより、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができるものとする。(第二百九十条の十三関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一(三)の1に限る。)、第三から第五までに関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(附則第一条関係)

二～三 (略)